

令和7年第2回玄海町議会定例会12月会議会議録

招 集 年 月 日	令和7年9月30日（火曜日）					
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和7年12月16日午前10時00分			議 長	宮 崎 吉 輝 君
	散 会	令和7年12月16日午前10時10分			議 長	宮 崎 吉 輝 君
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 ○ 出 席 × 欠 席 × 不応招 出 席 10名 欠 席 0名	議席 番号	氏 名	出 席 等 的 別	議席 番号	氏 名	出 席 等 的 別
	1	平 山 孝 君	○	2	中 島 紀 仁 君	○
	3	谷 丸 直 司 君	○	4	松 本 栄 一 君	○
	5	前 川 和 民 君	○	6	小 山 善 照 君	○
	7	山 口 寛 敏 君	○	8	井 上 正 旦 君	○
	9	岩 下 孝 嗣 君	○	10	宮 崎 吉 輝 君	○
会議録署名議員	7 番	山 口 寛 敏 君		6 番	小 山 善 照 君	
地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	脇 山 伸太郎 君		教 育 長	岩 崎 一 男 君	
	総 務 課 長	渡 辺 晴 彦 君		防 災 安 全 課 長	日 高 大 助 君	
	企 画 商 工 課 長	熊 本 秀 樹 君		住 民 課 長 兼 会 計 管 理 者	中 山 昌 直 君	
	福 祉 ・ 介 護 課 長	中 山 ふ み 君		こ ども ・ ほ け ん 課 長	黒 田 佐 織 君	
	農 林 水 産 課 長	鶴 田 豊 明 君		ま ち づ くり 課 長	鈴 木 博 之 君	
	生 活 環 境 課 長	山 口 三 成 君		教 育 課 長	加 納 晴 美 君	
職務のために議 場に出席した者 の氏名	議 会 事 務 局 長	中 村 大 造		議 会 事 務 局 書 記	渡 辺 健 太	

令和7年第2回玄海町議会定例会12月会議議事日程（第3号）

令和7年12月16日 午前10時開議

- 日程1 議案第70号 玄海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について
- 議案第71号 玄海町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第72号 令和7年度玄海町一般会計補正予算（第6号）
- 議案第73号 令和7年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第74号 令和7年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第75号 令和7年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第76号 令和7年度玄海町水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第77号 令和7年度玄海町下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程2 議案第78号 玄海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程3 意見書案第1号 再審に関する法改正を求める意見書

午前10時 開議

○議長（宮崎吉輝君）

おはようございます。ただいまの出席議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、諸般の報告を職員にさせます。

○議会事務局長（中村大造君）

おはようございます。

報告いたします。

本定例会12月会議に、追加議案として別紙のとおり議案第78号、条例の一部改正1件が町長から提出されております。

次に、意見書案第1号が議会運営委員会から提出されております。

以上でございます。

○議長（宮崎吉輝君）

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方、お願いいたします。

日程 1 議案第70号 玄海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第71号 玄海町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第72号 令和7年度玄海町一般会計補正予算（第6号）

議案第73号 令和7年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第74号 令和7年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第75号 令和7年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第76号 令和7年度玄海町水道事業会計補正予算（第1号）

議案第77号 令和7年度玄海町下水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（宮崎吉輝君）

日程 1. 議案第70号 玄海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてから議案第77号 令和7年度玄海町下水道事業会計補正予算（第4号）までの以上8件を一括議題といたします。

本件につきましては、12月8日の本会議において予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。予算特別委員長、山口寛敏君。

○予算特別委員長（山口寛敏君）

御報告いたします。

12月8日の本会議において予算特別委員会に付託を受けておりました、議案第70号 玄海町職員の給与に関する条例等の一部改正する条例の制定についてから議案第77号 令和7年度玄海町下水道事業会計補正予算（第4号）までの以上8件につきましては、慎重審議の結果、全員一致をもって可決されましたので、ここに御報告申し上げます。

○議長（宮崎吉輝君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎吉輝君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎吉輝君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第70号 玄海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてから
議案第77号 令和7年度玄海町下水道事業会計補正予算（第4号）までの以上8件については
原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮崎吉輝君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

**日程2 議案第78号 玄海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について**

○議長（宮崎吉輝君）

日程2. 議案第78号 玄海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

それでは、議案第78号 玄海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明いたします。

令和7年8月7日付け人事院勧告の内容を踏まえ、職員の通勤手当について所要の改正を行うものでございます。

令和7年12月8日に閣議決定し、法律案が明らかになったことから、追加議案として上程するものでございます。

改正内容について御説明いたします。

まず、第10条第2項において、自家用車等使用者について、距離区分ごとに金額を規定しておりましたが、6万6,400円を超えない範囲内において規則で定めるように改正するものでございます。

規則の内容でございますが、距離区分ごとの金額を定めるほか、65キロメートル以上から100キロメートル以上までの区分を5キロメートル刻みで新設するものでございます。

次に、第10条第4項を新たに追加し、通勤に伴い、1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に係る費用を通勤手当として支給できるよう新設するものでございます。

この条例の施行日でございますが、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、提案の理由を申し上げましたが、御審議の上、原案どおりの御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎吉輝君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎吉輝君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎吉輝君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第78号 玄海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮崎吉輝君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程3 意見書案第1号 再審に関する法改正を求める意見書

○議長（宮崎吉輝君）

日程3. 意見書案第1号 再審に関する法改正を求める意見書についてを議題といたします。

提出者であります議会運営委員長に提案理由の説明を求めます。議会運営委員長、谷丸直司君。

○議会運営委員長（谷丸直司君）

意見書案第1号 再審に関する法改正を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

冤罪被害者を救済するための制度である再審について、その手続を定める刑事訴訟法には再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどありません。このため、審理の進め方が事件を担当する裁判官によって異なっており、審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれています。

とりわけ過去の多くの冤罪事件では、捜査機関の手元にある証拠が再審で初めて明らかになり、冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっていますが、現状では証拠開示の仕組みを明文化した規定は存在しないため、事件によって証拠開示の範囲に大きな差が生じています。また、再審開始決定がなされても、検察官が不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられています。

よって、冤罪被害者を一刻も早く救済するため、刑事訴訟法の再審規定について、これらの趣旨を踏まえた改正を求めるものであります。

この意見書が採択されましたならば、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣に提出したいと考えております。

どうか御審議の上、原案どおりの御決定をよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮崎吉輝君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎吉輝君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎吉輝君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第1号 再審に関する法改正を求める意見書については原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮崎吉輝君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会12月会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

ここでお諮りいたします。令和7年第2回玄海町議会定例会に付議された案件の審議は全部終了しております。本定例会の会期は12月26日までとしておりましたが、玄海町議会会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮崎吉輝君）

御異議なしと認めます。よって、令和7年第2回玄海町議会定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

最後になりますが、これから寒さがなお厳しくなっております。皆様におかれましては、お体を御自愛賜りますようお願いを申し上げます。令和7年第2回玄海町議会定例会を閉会したいと思います。本年も大変お疲れさまでした。

午前10時10分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

玄海町議会議長

玄海町議会議員

玄海町議会議員